

# 産業建設常任委員会会議録

令和3年9月24日

宮古市議会

## 宮古市議会定例会令和3年9月定例会議 産業建設常任委員会会議録目次

(9月24日)

議事日程	1
出席委員	2
欠席委員	2
説明のための出席者	2
議会事務局出席者	2
開 会	3
付託事件審査(1)	3
付託事件審査(2)	7
付託事件審査(3)	11
付託事件審査(4)	11
審査終了	14

## 宮古市議会産業建設常任委員会会議録

日 時 令和3年9月24日（金曜日） 午前10時00分  
場 所 議事堂 議場

---

### 事 件

〔付託事件審査〕

- (1) 議案第14号 財産の処分に関し議決を求めることについて
- (2) 議案第13号 市道末広町線電線共同溝整備（その2）工事の請負契約の締結に関し議決を求めること  
について
- (3) 議案第18号 市道路線の廃止について
- (4) 議案第19号 市道路線の認定について

出席委員（7名）

佐々木重勝 委員長  
小島直也 委員  
伊藤清 委員  
落合久三 委員

藤原光昭 委員  
佐々木清明 委員  
高橋秀正 委員

欠席委員（なし）

---

説明のための出席者

付託事件審査（1）

産業振興部長 伊藤重行君  
農政係長 袈岩邦行君

農林課長 飛澤寛一君

付託事件審査（2）

都市整備部長 藤島裕久君  
まちづくり  
推進係長 中野昇二君

都市計画課長 盛合弘昭君

付託事件審査（3）（4）

都市整備部長 藤島裕久君  
管理係長 佐々木将治君

建設課長 去石一良君

---

議会議務局出席者

事務局長 下島野 悟

主任 佐々木 健太

## 開 会

午前10時00分 開会

○委員長（佐々木重勝君） はい、皆さんおはようございます。定刻となりましたので、これより会議を進めてまいりたいと思います。ただいままでの出席は7名であります。定足数に達しておりますので、これより産業建設常任委員会を開会いたします。本日の案件は付託事件審査4件、説明事項1件となります。スムーズな進行にご協力をお願い申し上げます。

それでは本委員会に付託されました議案の審査を行います。議案の提案理由につきましては、本会議で説明済みでありますので省略いたします。

○

### 付託事件審査（1） 議案第14号 財産の処分に関し議決を求めることについて

○委員長（佐々木重勝君） 初めに議案第14号、財産の処分に関し議決を求めることについてを議題といたします。それでは質疑のある方は挙手を願います。藤原委員。

○委員（藤原光昭君） それではちょっとお聞きします。この譲渡そのものについては私異議ございませんが、これは摂待、津波によって集落のこのために修復した総合的な事業であったものだというふうに思うんですが、まずそこで摂待地区農業機械管理組合、これの実態としてこの組合員数は何名の組合員数なのか。併せて、総面積、耕地の総面積はどのような状況なのか、というのをちょっとお知らせいただければ。

○委員長（佐々木重勝君） 飛澤農林課長。

○農林課長（飛澤寛一君） まず組合の構成員ですが4名でございます。それから農地の面積、復旧した農地の総面積は20ヘクタールでございます。そのうちこの組合で受託等しながら管理している、作付している農地は8.5ヘクタールになっております。

○委員長（佐々木重勝君） 藤原委員。

○委員（藤原光昭君） 今、総面積の8.5ヘクタールと言いました。この組合員数は4名、ある程度集約、修復された部分だと思うんですが、この当地域の4名以外の農家といいますか、農家といっても摂待もかなり広いと思うんですが、周辺の被害を受けたというか、そういう部分でこの組合員になってない農家というのはどのくらいあるんですか。

○委員長（佐々木重勝君） 飛澤農林課長。

○農林課長（飛澤寛一君） 全体では40戸ございます。ただ被災されていないで個人で農機具をそのまま所有している方もいらっしゃいますので、その方々は組合員にはならずにご自分で農地管理している方も結構いらっしゃいます。

○委員長（佐々木重勝君） 藤原委員。

○委員（藤原光昭君） 分かりました。先ほど組合員4名と言いました。この方たちは、大方、農業の担い手不足とかそういう関係で継続して農業をやっていくのが非常に難しいという方々が、ここに組合員という組織を作って、こういう大々的に規模拡大を、耕地を拡大していったと私は思うんですが、それとも実態は違いますか。この組合員数の4名なのか、ここら辺内容について教えてください。

○委員長（佐々木重勝君） 飛澤農林課長。

○農林課長（飛澤寛一君） この組合は震災で被災して農機具を全部失ってしまった方々が早期に復旧できるように、営農を再開できるようにということで、農機具を購入するための事業ということで行っております。そ

のために農機具を失って営農再開しなければならない。急いで農機具をそろえなければならないという方々が組合をつくっております。

○委員長（佐々木重勝君） 藤原委員。

○委員（藤原光昭君） そうすれば組合員数4名、今課長が話したように4名が個々に耕作をしてその同じ機械を使い回しているという、誰かがそれをやっているんじゃないかと、4名個々が、組合がそれぞれ同時に機械を使っていると。こういう内容はそういうことですか。

○委員長（佐々木重勝君） 飛澤農林課長。

○農林課長（飛澤寛一君） そのとおりでございます。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木委員。

○委員（佐々木清明君） 私は今聞こうと思ったのを藤原委員が聞きましたんで、私は別の角度から聞きたいと思います。もし差し支えなければ、この農業機械を摂待地区の管理組合さんに32台ということなんですけども、25年の支援事業で出ているわけなんですけども、農業機械32台で総額で幾らになります。

○委員長（佐々木重勝君） 飛澤農林課長。

○農林課長（飛澤寛一君） 総額では3,700円で1万2,500円になります。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木委員。

○委員（佐々木清明君） わかりました。それで今回ここに出たやつは摂待地区ということなんですけども、被災した津軽石地区とか赤前地区とか、そっち方面のほうにも多分この機械は行っていると思いますけども、内訳とか内情をちょっと教えてください。

○委員長（佐々木重勝君） 飛澤農林課長。

○農林課長（飛澤寛一君） 津軽石、赤前地区にも同様に機械が導入されております。ただ、津軽石、赤前地区は導入の年度が2年遅くなっております。処分制限期間が7年となっておりますので、同様に2年後に同じような処分のご相談をすることになると思います。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木委員。

○委員（佐々木清明君） 分かりました。期間が7年間ということですので、2年遅れて津軽地区のほうに入っていると。以上です。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 今の清明議員で合計で32台の農機具が総額で取得金額3,701万円であるというのが今わかりました。できればそういう当初取得した金額等もちゃんと明記すべきでないかなと思います。そうでないと、というのがひとつね。そこで改めて聞くんですが、こういう大震災で被災した地域の皆さんが、課長の説明のとおり農地がだめになっただけでなくて、農機具をほとんど失ってしまったと。そういう農家の再建を促進するための事業だっつうのは全く異議なしなんですけど、こういうものを一定の期間が経って譲渡するっていう、譲渡できるまたは譲渡する。そういうものになる法律というか。市が、一言で言えば市長がそういう政策判断をすればどうにでもできるものなのか。一定の条件がクリアされればそういうことはあり得ることなのか。それを規定する現法は何なのかっていうのをちょっと教えてください。

○委員長（佐々木重勝君） 飛澤農林課長。

○農林課長（飛澤寛一君） 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、というのがございまして、この中で処分制限期間経過したものについては処分してよろしいということで記載されております。またこの事業

についても要綱の中で、処分してよろしいということになっております。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 課長、もう1回ゆっくり。

○委員長（佐々木重勝君） 飛澤農林課長。

○農林課長（飛澤寛一君） すいません。補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律でございます。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） いつ制定された法律ですか。大震災後できたのか、それとも大分前からあるものなのか。それだけでもいいです。

○委員長（佐々木重勝君） 飛澤農林課長。

○農林課長（飛澤寛一君） これは大震災のために出来た法律ではなくて、その以前から補助事業のために制定されているものです。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 課長、少し早口だったんでちょっとメモ十分取れなかったんで、こういう法律に基づいてだと。その説明の後段で一定の期間経ったものというふうに、たしか言ったと思うんですが、やっぱり基準があるみたいなので、その一定のこういう条件が整った場合に、かつ利用者から譲ってほしいという申出があった場合だと思うんですが、そここのところ、もうちょっと詳しく教えてください。

○委員長（佐々木重勝君） 飛澤農林課長。

○農林課長（飛澤寛一君） 処分制限期間につきましては、それぞれの機械の耐用年数が経過した場合、制限がされないということになります。今回の農機具につきましては耐用年数が全て7年でございますので、7年を経過すれば処分制限期間を経過したということになります。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） わかりました。清明議員の質問と同じことを聞こうと思ったんでダブるんですが、この津軽石、赤前も同様に大震災で被害を受けて、課長の説明では同様の、全く同じかどうかは別に同様の器具が補助で導入されて、これは耐用年数等の関係でいえばあと2年後にそうなるので、その時点では赤前、津軽石の場合も同様の提起がされるものというふうに理解するんですが、確認ですが、それでいいですか。

○委員長（佐々木重勝君） 飛澤農林課長。

○農林課長（飛澤寛一君） まず初めに、先ほどの質問で法律のいつからということのようでございますが、答えませんでしたので、昭和30年の法律でございます。それから赤前、津軽石についても同様に手続きを行ってまいります。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） もう1回確認ですが、耐用年数が過ぎた場合にという年数の条件あるようですが、そうなったときにさっきの課長の説明だと、その利用、共同して使っている農家の譲渡の要請があればということですか。それとも要請があってもなくてもそういうことができる規定なんですか。ちょっとそこも微妙な問題だと思うんで教えてください。

○委員長（佐々木重勝君） 飛澤農林課長。

○農林課長（飛澤寛一君） この事業を導入の時点で、制限期間過ぎましたら、それぞれご本人というか組合に譲渡するという前提で導入しております。今までも私たちが組合との話し合いを進めてきました。その中で組合

で譲渡をしてほしいということでしたので譲渡していきたいと思っております。市の負担も4分の1ございますが、市の負担分については復興交付金で措置されておりますので、処分してよろしいかと思っております。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 最後に聞こうと思ったのを課長が言ったのでわかりました。この市の負担は復興交付金、耐用年数が過ぎた場合に利用者に譲渡する。それは大丈夫で、金を出している国とのかかわりでそれ問題だぞ、だったら銭戻せ、とそういうことは全く心配ないということですよね。

○委員長（佐々木重勝君） 飛澤農林課長。

○農林課長（飛澤寛一君） 確認もしておりますのでそのとおりでございます。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 疑問に思っていたのは大体全て私は以上ですので、1番気がかりだったのはその同じ大津波で同じように被害を受けて農機具を失った人たちとの関係で、バランス、整合性がちゃんととれること。それから7年過ぎだからほれっというんじゃなく、あくまでもそうは言っても契約に基づいて、それを過ぎた場合にそういうことが可能ですよ、ということが大事だと思ったんでそういう確認をしました。私は以上です。

○委員長（佐々木重勝君） そのほか。伊藤委員。

○委員（伊藤清君） 組合員数が4人って言いましたけども、当初からこれ4人でしたっけ。

○委員長（佐々木重勝君） 飛澤農林課長。

○農林課長（飛澤寛一君） 当初から4人でございます。

○委員長（佐々木重勝君） 伊藤委員。

○委員（伊藤清君） この機械の台数なんですが、津波後に整備した田んぼが面積が20ヘクタールと言いましたが、この20ヘクタールに対してのこの機械台数だったのか。今、組合員が4人で耕作、受託を含めて耕作しているのが8.5ヘクタールということなんですが、この8.5ヘクタールにこの台数なのか。20ヘクタールにこの台数なのか、これは。

○委員長（佐々木重勝君） 飛澤農林課長。

○農林課長（飛澤寛一君） 当初、復興の工事の時点では全面積に対応できるようにということでこの台数を導入しております。

○委員長（佐々木重勝君） 伊藤委員。

○委員（伊藤清君） わかりました。当初は使うつもりで皆さんがそういういいことは導入してくれということだったらしいんですが、1年経たないうちに使い勝手が悪いと言うんだが、個人個人でもこの管理してしまったのでもう使えない。組合の中には、新たに自分の田んぼは、自分で機械を買ってもう使うというようなことで、かなりそういった傾向が見られたというふうに聞いておりましたがその辺については何か。

○委員長（佐々木重勝君） 飛澤農林課長。

○農林課長（飛澤寛一君） 当初から組合は4名でスタートしておりますので、使い勝手が悪いから組合を離脱していったという方はいないと認識しております。ただその個人で農機具を持っていらっしゃる方ももちろんおりますので、その中で当然組合には入らないでご自分の農地を管理していくという方々がいらっしゃいます。またその後、当初その委託しようかと思っていた方もいらっしゃると思うんですが、その中でもやっぱりご自分で機械導入してやりたいなということで、後からご自分で機械を多少導入した方はいらっしゃると思います。

○委員長（佐々木重勝君） 伊藤委員。

○委員（伊藤清君） わかりました。それから赤前の件がさっき出たんですが、赤前の機械、19号台風でかなりの機械が水をかぶって、新しく交換したようなんですが、これも前からの7年ですか。交換してから何年になるんですか。

○委員長（佐々木重勝君） 飛澤農林課長。

○農林課長（飛澤寛一君） 交換してから7年になります。

○委員長（佐々木重勝君） 伊藤委員。

○委員（伊藤清君） そうすると被災していない機械も何台かあるはずなんで、それは時期が来て払下げる。時期を見ながら払下げという格好になるということですか。

○委員長（佐々木重勝君） 飛澤農林課長。

○農林課長（飛澤寛一君） それぞれ該当の時期が来たらば、組合と相談して本同様に手続を進めてまいります。

○委員長（佐々木重勝君） そのほかどなたかございますか。なければ、質疑を終了しますが。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） それでは質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これから議案第14号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 討論はないようですので直ちにお諮りいたします。議案第14号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案可決すべきものと決定いたしました。説明員の入替えをここで行います。ご苦労さまでした。

○

## 付託事件審査（2） 議案第13号 市道末広町線電線共同溝整備（その2）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

○委員長（佐々木重勝君） それでは次に議案第13号、市道末広町線電線共同溝整備（その2）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。それでは質疑のある方は挙手を願います。藤原委員どうぞ。

○委員（藤原光昭君） この末広町、この電線共同部分なんですが、これも説明の中で2社の応札ということで聞いてまして、99.16%。こういうことで理解してるんですが、ちょっと聞きたいんですが、この中身をちょっと知りたい。これは共同溝整備と、こういうことなんですが、共同溝、この字のとおり理解すればこうかなという私なりにしてんですが、この共同溝というのはどういう仕組み、どういうものなのかちょっと教えてください。

○委員長（佐々木重勝君） 盛合都市計画課長。

○都市計画課長（盛合弘昭君） 議案集の13-4ページのちょっとお示ししながら、説明を加えさせていただきたいと思います。ここに平面図のほうからなりますけども、特殊部のⅠという表記と特殊部のⅡという表記がございます。特殊部のⅠは、大きい建物なんかで電気ですとハンドホールといって、線と線がつながるような空間を設けるわけなんですけども、そういった役目を担う電線類の接続個所になります。そのほか特殊部のⅡとい

うのが地上機、キャトルの前にある茶色のボックス。ああいったものがその上に立って、これは変圧器とかの機能を備えたものになります。共同溝という名称になってますけども、この道路を、事業者は私たちがやる部分はこの地下に入る部分の構造、電線を入れるための電線管。これらを整備していくというのがこの工事業の目的になります。電線類、これらは電線事業者のほうで私たちの工事が完了した後に設置してって、それぞれ電気だったり、通信ケーブルを各戸に接続して電気を引き抜くというのは電線事業者の工事というふうになります。大ざっぱですがそういった内容になります。

○委員長（佐々木重勝君） 藤原委員。

○委員（藤原光昭君） わかりました。ここにあるように特殊部にⅠとか、これは全てをくるめるために共同溝と言ってるということでもいいわけですか。

○委員長（佐々木重勝君） 盛合都市計画課長。

○都市計画課長（盛合弘昭君） そのとおりでございます。

○委員長（佐々木重勝君） よろしいですか。落合委員。

○委員（落合久三君） 小前さんが都市整備部長の時に我々産業建設常任委員会にも当初説明あったやつです。あのときも私も聞いたんですが、もう一度原点というか、その末広町商店街の皆さん並びに地権者の合意形成はどういうふうに行われて今日を迎えたのかっていうのでね。やっぱりちょっと気になるところあるんで、当然、関係者に対する説明、疑問点に対する回答説明、そういうものを踏まえて、合意の上で進んでいるっていうふうに当然思うんですが、そこの合意形成をどういうふうに行って今日に至ったのか。また批判的などうか消極的になっていうか、そういう意見なんかは本当になかったのかどうかっていうのを簡潔にお願いします。

○委員長（佐々木重勝君） 盛合都市計画課長。

○都市計画課長（盛合弘昭君） まず全体論としては事業の計画説明会、これは元年度にもこういった使い方が出来ないかということで末広町でやりましたし、昨年度も実証、検証ということでやりました。その前後にまず事業の説明会行っています。そしてから工事の説明会、地権者向けに意見交換を交わしながらやってきました。地権者の立場とあとやっぱり商業者の立場がちょっとやっぱり微妙に違うというのも事実ございまして、ただどちらにしても全体としては早くやってくれという総論が大きかったです。これは説明会に参加した方々の意見ということになりますけども、早くやってほしいという意見が多数ございました。そういった意味で事業については合意を得られているものだというふうに理解しています。ただ実際やっぱり地権者方にあたるとうるとすると、総論賛成各論反対という方もあります。これは事前に設計をする段階で、事前に意向調査をしました。土地を譲っていただけませんか、貸していただけませんか。その中で協力してくれる方のところには、この地上機をなるべく道路ではなく民地に置くという思想で設計していますので、そういうところを活用していく。ただ私の所は絶対駄目ですよ、という方のところは避ける。どっちでも、ちょっと回答は保留したいという方のところは、交渉継続しながらやるということで、電線を進めるNTTとか電力の電線事業者と言われる方々と理想形で設計を仕上げたのが今回の提案であります。ただ現在、総論賛成各論反対の地権者の方もやっぱりいまして、その方々達は逆にどうしても商業者ですので、道路に面した部分をとられるのはちょっと将来的に商売なんか活性化になったときに不利益を被るんじゃないかなという心配があるということで、それはある意味でのその妥当な判断なのかと思っておりますし、この事業に期待する部分があるんだというふうに私たちは捉えていまして、そこは逆に少しでも影響がないところ、あるいは私どもは活用してもいいですよ、という賛成者の方もいますので、そういうところを利用して進めたいなと思っております。話が長くなってしまいま

したけども、強固な反対というのは今のところないというふうに理解して進めているところです。

○委員長（佐々木重勝君） 落合議員。

○委員（落合久三君） 関係者のあそこで商売をやっている人は、課長が言うように総論賛成各論反対まではいかないんですが、各論疑問とそういう方もいます。それから同じ商売やっているけど、場所の違うところで商売やっている人からは共通してどういう意見があるかっていうと、電柱地中化等をやって本当に客が来るのかと。億の金を注ぎ込んで本当に活性化になるんだろうかと。これが最も今中心市街地末広町のそういうこう、ある意味素朴な事業の効果に対する、何ていうんだね。そんなにうまくいくはずなんだっていうのがあるし、我々にもそういう声は届いています。私も1面ではその疑問は当然の疑問だなと思っているんですが、今提案されている議案13号の中身に直接関わるわけではないんですが、ただそういうことも私は重要な疑問だっていうふうに思うので、今私がちょっと紹介したような総論賛成各論反対まではいかないんですが、やるってだともまあいいんだ、ていうね。端的に言えばそういうことだと。完成後の事業の効果っていう点ではちょっと心配が残るんですが、この点は課長はどう捉えますか。

○委員長（佐々木重勝君） 盛合都市計画課長。

○都市計画課長（盛合弘昭君） ご指摘の通り、商店街の人から見ると、活性化のきっかけになればという期待感があって、私たちがひしひしと感じて、いかに早くやるかというのが命題なのかなと思っています。それは今後整備した後どういうふうに活用できるのかということにもつながってくるんですが、そういった意味で一昨年、あるいは昨年の社会実験的なやり方というのも模範としてあるかなと思います。ちょっとこれは私たちの所管外になってしまいますけども、あと一方は電線の電柱があることによる防災ですね、それも対象にしたっていうのはこの事業の目的にありますので、防災の観点と無電柱化を図ることによる景観、道路の美装化によって活性化を引き起こそうと、この二つを狙って事業展開していますので、商店街の方々も活性化、私たちが期待していますし、後押ししたいなと思っています。もう一つ行政側としては防災の面を、どうしてもそこクリアしたいという。あと商店街の方々からは、宮古であえいこがありますので、ああいうところを使った遊び的なまちの周遊というのももちろんじゃないかという提案をいただいていた。それらも工事の中で対応できるものは支援しますよ、ということで商店街とは調整してやっていたし、この間のオープンしたうみどり公園とも、うまくこう周遊コースにつながればいいのかという期待を持って私たちがやっているところでございます。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 直接、電線共同溝整備事業とはリンクしませんが、巷ではキャトルがどうなるんだと。いつ行っても今もう閑散と、もう当たり前ですけどね、人が全く途絶えていると。そういうのが末広町にももっとこう悪影響を与えるんでないのか。また事実与えていると。ただ1点、駅にバス、汽車で降りたと思われるおじいちゃん、おばあちゃんがリュックサックしょって、中央通りのほう一生懸命に向かって、元の市役所のほうに向かって歩いている姿が非常に目立つと。それは玉木屋に買物に行く姿なんだそうです。末広町全部通り越して、それはもう毎日皆さんが見ていますから、というような目線で関係者はこの工事をやっぱり心配して見ているんで、そういう意味では具体的な質問ですが、工期が10月から令和5年3月までっていうと結構1年半以上ですか。これは営業活動等には支障がないようにもちろん通行止めしたり、一部ね。やるんだと思うんですが、この工期は当初からこのぐらいかかるという見込みで立てたんでしょうか。長いような気がするんですが。

○委員長（佐々木重勝君） 盛合都市計画課長。

○都市計画課長（盛合弘昭君） 確かに工期を見れば長く感じられますが、事業費の工事費の額からいくとこれでも結構短い設定になっていまして、この特殊な部分として、余裕ある工期を設けて受注者の方が逆に仕事として受けられるような条件も整えてあげないと、無理な期間で仕事をしろっても、これ難しいもんですから、そういったところでもきちきちの日程を組んでの工期設定になっています。なかなか長いというふうには知らない方はおっしゃるんですけども、我々事業担当している者としては、かなりタイトなスケジュールで組んでいる。決して長いというふうな捉え方はしないところです。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） あと最後に末広町の信用金庫のあたりでも数日前から工事が、実際にこの工事ではないと思うんですが、皆さんが勘違いをして、もう電柱地中化の工事が始まったんだなというふうによく聞かれるんですが、あの工事は直接この工事とは関係ないですよ。

○委員長（佐々木重勝君） 盛合都市計画課長。

○都市計画課長（盛合弘昭君） 昨年度の予算を繰越し認めていただいて、年度末から今年度にかけて行っているものです。施工区間約60メートルで受注者は小山田電業さんになりますけども、あるこの一定期間を試験的な要素も含めながら、試験的っていうか試験工事的なところも様子を含めながら、ちょっとやりたいということで先行してやったものです。なかなか地下部のこの軟弱地盤が予想されるということで、一般的な工法で行った場合にどういう影響が出るのか。あるいは商店街狭い道路を開放しながらやるためにどうしたらいいのかという、一つ一つ問題をあぶり出すためにも先行してやりたいということでやっているのが今の工事です。この区間、岩銀さんの前から花木通りまでの区間、この区間の特殊部、議案集の13-4に書いてあるこの59.4メートルの区間の特殊部のⅠが2基、Ⅱが1基設置してその中でやると。それらで得られたその問題点を、今回議案として上げていますその2工事、これらが本体として大きな工事になりますので、そちらのほうにフィードバックしていくらかでもこう現場のトラブルとか、住民とのトラブルとかそういったことがないようにスムーズに進めるためにも先行してやっているものです。実際はこの電線地中化の事業として一体として、完成度を図る工事になっております。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） そうしますと、今議論している議案第13号、共同溝整備その2を議論しているんですが、この今、岩手銀行の前から花の木通りまでの、小山田さんがやっているのは、言わばその1の繰り越したのをやっている。だからそういう意味ではその2の事業とは無関係ではなく、先行したものだ。そういう意味ですね。わかりました。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木委員。

○委員（佐々木清明君） この工事につきましては、電柱化の法律が平成28年に出来てそれで宮古市もこの法律にのっとって、強制的ではないんですけども、義務的にこういうような工事をやるということです。それで、2020年から先ほど落合議員も聞いたけども、一応私10年間と聞いているんです。2020年から2029年まで。それで今回は前期の分で、5か年計画で前期でまだ後期の部分も5ヶ年とあるんですが、何を聞きたいかということ、今回菊地建設さんがこの3億8,302万で今度の工事をとったんだけど、入札をかける前にあそこら辺のボーリング調査等はやりました。内容について教えてください。

○委員長（佐々木重勝君） 盛合都市計画課長。

○都市計画課長（盛合弘昭君） ボーリング調査を行っています。最初は、2ヶ所ほど行っていて、一つはわたひろさんの脇あたりですね。あそこ末広町抜けて岩見さんの向かいの、あそこは後藤さんの駐車場ですかね。あの辺の付近で行いまして、ほぼ地上から1.6メートルぐらい下がると、専門用語でいうとN値2という、もうずぶずぶ入っていくようなやわらかい土がずっと出るというのがわかっています。以前いろんな先輩方々から下水道敷設した際にも苦労した話を聞いていましたし、それを明らかに数値で示されたものです。それとボーリング結果としてはそういった結果が出ております。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木委員。

○委員（佐々木清明君） 今何でボーリングしたかというのを聞いたのは、今盛合課長が言ったようなかたちで土地自体が非常に末広町の道路は複雑だと思っています。やわらかい部分があれば、あと下に本当に岩盤というか、コンクリのようなのが入っているかもわかんない。この工事自体がスムーズにいくれば1番いいんだけど、もしもの場合があった場合は大変だなと思って今聞いてみたんです。以上です。

○委員長（佐々木重勝君） それではほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） ないようですのでこれで質疑を終了いたします。これから議案第13号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 討論はないようですので直ちにお諮りいたします。議案第13号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。よって議案第13号は原案可決すべきものと決定をいたしました。ここで説明員の入替えを行います。

○

### 付託事件審査（3） 議案第18号 市道路線の廃止について

### 付託事件審査（4） 議案第19号 市道路線の認定について

○委員長（佐々木重勝君） 議案第18号から議案第19号までは関連がございますので、質疑は一括とし、討論、採決は議案ごとに行いたいと思います。議案第18号市道路線の廃止についてから、議案第19号市道路線の認定についてまでを議題といたします。それでは質疑のある方は挙手を願います。その前に、はい去石建設課長。

○建設課長（去石一良君） 参考資料の一部に誤りがございましたので訂正をお願いしたいと存じます。議案集19の2ページ。位置図でございますが、こちらの市道鉾ヶ崎下町8号線と9号線の位置を示したものでございますが、ここに赤い丸で一応示してございますが、この位置が誤りがございました。正しい位置は丸の位置から2センチほど斜め右上に記載されております。鉾ヶ崎下町という文字とその右横の港町、この間が今回の2路線の位置となります。大変申し訳ございませんでした。お詫びし、訂正いたします。

○委員長（佐々木重勝君） お聞きのとおり、位置図において一部修正の説明がございました。それでは質疑に入ります。どなたか質疑のある方は挙手を願います。落合委員。

○委員（落合久三君） 廃止図面18-3ページ、ここは法ノ脇のところなんですが、かさ上げをして三鉄山田線、三鉄のレールがぐっと盛り上がって、津軽石の駅のほうに向かう途中、手前のところなんですが、ここの法ノ脇3号線を廃止するっていうのはどう言ったらいいか。実際は使われないだろうから廃止するのか。廃止しな

いと駄目なので廃止するのか、ちょっとそこを説明お願いします。

○委員長（佐々木重勝君） 去石建設課長。

○建設課長（去石一良君） こちらの法ノ脇3号線でございますが、最初に議案のほうで廃止しております。この廃止の理由でございますが、改めて認定をし直すために、一度廃止をしまして終点のほうで議案書のほうでは19の9ページ、延長が延びますのでこちらのほうで改めて認定するというものでございます。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） なるほど。そっか、こっちまでちゃんと関連してみなかったんであれですが、18-3ページの廃止図面は起点のところを丸いところからここは廃止して、19の9ページの認定図面のほうでは、廃止したところを重複してずっとその先まで。全く素人っぽく言えば認定するのはこの廃止するだろう矢印のところから、無理くり廃止しなくてもつなげればいんでないかと思っただけでこういう質問しているんですが。

○委員長（佐々木重勝君） 去石建設課長。

○建設課長（去石一良君） ご指摘のとおり道路の認定に関しましては、起終点の変更という手続きもございません。起終点を変更するために議会の議決を経るということもございますが、こちらの場合これはあくまでも事務作業の都合によるものですが、終点を伸ばしたとか縮めたとか、そういう複雑になってしまいますと、後々の道路の管理に支障を来す部分がありますので、変わるものについては一旦なくしてもう一度でき上がっているものに認定し直すという、そういう作業でこの間宮古市の建設課では申請させて上程させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） なるほどね。それはどういう法律等で定められているものなんですか。

○委員長（佐々木重勝君） 去石建設課長。

○建設課長（去石一良君） こちらは道路法によります。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 道路を引き続き新しく認定する、道路も使うんだが、手続上は一旦廃止して、その上でもう一度認定路線を議決すると。そういうふうに全てやっていると。そうですか。わかりました。19の5、これは千鶏川向線と次の19の7、同じ重茂なんですけど、こっちは石浜中央線の認定の提案がされているんですけど、これは非常に素朴な疑問なんですけど、主要地方道重茂半島線に関わって、大震災で港も壊れる、周辺も壊れる、一部山も崩れる、そういうことがあって、県の事業として、県道重茂半島線を整備する一環でやっているというふうには理解するんですけど、まずその前提が間違っていると困るので確認なんですけど、そういう理解でいいですか。というのは、なぜ市道認定になるのか、県道認定でなぜないのかっていう疑問があるんでこういう質問をしています。

○委員長（佐々木重勝君） 去石建設課長。

○建設課長（去石一良君） こちらの千鶏と石浜の部分でございますが、こちらは津波の浸水避けるために岩手県においてバイパス化をされております。それでバイパスによりまして、既存の道路の部分については、それは市のほうに移管をされるということで今回市道認定をいたしまして、今後県から引継ぎを受ける予定となっております。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） そうするとこの工事は県がやった。完成後は市に管理等は任せたいというんで、この赤

い部分は市道として認定するということですか。

○委員長（佐々木重勝君） 去石建設課長。

○建設課長（去石一良君） 19の5ページでご説明をさせていただきたいと思います。岩手県が整備をしたものは、山側を回るぐるっと鍋のつるみみたいな形になっているこの部分を、もともと震災前は道路がなかったんですけども、これ岩手県のほうで浸水しない区域を通る道路ということで整備されております。こちらが主要地方道の道路に切りかわりますので、従来使っていた道路が赤い部分になりますが、こちらを岩手県から宮古市に引き継がれるというものでございまして、新しくつくった道路については岩手県が管理してまいります。古い道路を宮古市が管理するっていう内容でございまして。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 同じなわけですね。以上です。

○委員長（佐々木重勝君） そのほかどなたかございませんか。佐々木委員。

○委員（佐々木清明君） 先ほど法の協の件で19の9ですけども、認定図面のほうで見たほうが早いなと思って、幅員が4.7で43.4メートルの認定ということですけども、この件については再三、松本議員もこの道路については無駄でないかとそういうような質問等も出ていましたけども、まず1点だけですけども、この道路をこのように立派な道路つくった目的は何です。

○委員長（佐々木重勝君） 去石建設課長。

○建設課長（去石一良君） こちらの道路につきましては津軽石地区に津波が今回と同規模が来ますと浸水がするというので、法之脇地区と津軽石地区の間に津波防護施設ということで、これ地盤をかき上げまして、そして津軽石地区に浸水が及ばないように計画してございます。これに伴いまして、線路の部分も、乗り越すような形で高くなります。そうしますと、もともとのこの区域については踏切があったんですけども、それが道路がなくなったということもございまして、それでそれにかわる代替道路ということで、道路を延ばしてございます。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木委員。

○委員（佐々木清明君） 私も何回も走って見たんですけども、そんなにそんなに本当にこれで防護できるのかな、津波とかあれもできるのかなあと思って、ちょっとその件で今質問しました。それでもう1点だけ。赤い線で矢印がついているところの反対側の道路、これ市道赤線になっていますか。

○委員長（佐々木重勝君） 去石建設課長。

○建設課長（去石一良君） 市道のままでございます。

○委員長（佐々木重勝君） 落合議員。

○委員（落合久三君） 単純なこと。19の7、重茂の石浜、囲みのページの下のほうの囲み、延長が775.3メートル、この赤いの幅員3.8から33.4。この33.4というのは何ぼ考えても、そんな33メートルもある幅員の道路、どこにあるんだべ。みんなそういうふうを書いてあるんですよ。3.8メートルが大体この幅だと思うんですが、この後段の33.4っていうのは何の意味の数字ですか。

○委員長（佐々木重勝君） 去石建設課長。

○建設課長（去石一良君） こちらの幅員につきましては、車道の幅員ではなく用地の幅っていうふうにご理解いただければと思います。のり面があればのり面の上とかのり尻の下まで幅が広がりますので、33メートルとか長い長さになります。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） のり面の上も。それからその下も含めてだと。今までこういう道路工事の場合の幅員の書き方はこういうふうに書いていますっけか。

○委員長（佐々木重勝君） 去石建設課長。

○建設課長（去石一良君） 工事におきましては通常は車道幅員、あと道路の舗装の幅、全幅、そういう表示してございますが、認定に関しては、こちらは道路の面積っていうものが重要になるものですから、全幅っていうか、用地全体の幅の幅員で記載しております。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 車道をつくる時の記述の仕方とは違うと。こういう場合の用地を取得して新たに整備していくこうとするときに、その問題はどこからどこまでが宮古市の今度道路なんだっていうことを示すという意味で、実際は車道ではないものも含めてこういうふうに記述をしたんだと。ちょっと誤解を与えないかなあつて誰も疑問に思わないんであればいいんですが、3.8メートルの幅員が最終的には33.4というふうに思うと、どんな道路になるんだっていうふうに素朴に思ったので聞きました。わかりました。

○委員長（佐々木重勝君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） ほかになければ質疑をこれで終わります。これから議案第18号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） はい、討論はないようですので直ちにお諮りいたします。議案第18号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案可決すべきものと決定をいたしました。

次に議案第19号に対する討論を行います。討論はございませんか。討論はないようですので直ちにお諮りいたします。議案第19号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号は、原案可決すべきものと決定をいたしました。

以上で当委員会に付託された議案の審査は終了いたしました。お諮りいたします。10月1日の本会議における委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。以上で付託事件審査を終わります。説明員の入替えを行います。ご苦労さまでした。

午前11時1分 付託事件審査終了

○

宮古市議会産業建設常任委員会委員長 佐々木 重勝